

平成 1 9 年度

がんプロフェッショナル養成プラン

公募要領

平成 1 9 年 3 月
文 部 科 学 省

目 次

1	プランの趣旨・目的	1
2	プランの概要	
(1)	選定件数	1
(2)	事業規模	1
(3)	財政支援期間	1
(4)	コースの概要	1
(5)	申請資格	2
(6)	申請区分等	2
3	申請手続	
(1)	申請期間	3
(2)	申請方法	3
(3)	申請内容等チェックシートによる確認	3
(4)	提出部数	3
(5)	提出先	3
(6)	その他	3
4	要件違反等	
(1)	要件違反	3
(2)	申請内容の重大な誤謬等	3
(3)	同一又は類似のプログラム	4
5	選定方法	4
6	選定結果の通知	4
7	公表等	4
8	中間評価等	4
(1)	中間評価	4
(2)	最終評価	4
(3)	フォローアップ調査	5
(4)	実績報告書	5
9	その他の留意事項	5
10	問い合わせ先	5

【参考資料1】申請パターンの例

【別添1】平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請書作成・記入要領

【別添2】平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請書(様式)

【別添3】平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン審査要項

【別紙1】審査の観点

1 プランの趣旨・目的

(1) 趣旨

がんは、わが国の死亡率第1位の疾患ですが、がんを横断的・集学的に診療できる専門家が全国的に少なく、その養成が急務とされています。また、近年の高度化したがん医療の推進は、がん医療に習熟した医師、薬剤師、看護師、その他の医療技術者等（コメディカル）の各種専門家が参画し、チームとして機能することが何より重要です。

そのため、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師及びがん医療に携わるコメディカルなど、がんに特化した医療人材の養成を行うため、大学病院等との有機的かつ円滑な連携のもとに行われる大学院のプログラムを支援します。

(2) 目的

「がんプロフェッショナル養成プラン」は、国公私立大学から申請されたプログラムの中から、質の高いがん専門医等を養成し得る内容を有する優れたプログラムに対し財政支援を行うことにより、大学の教育の活性化を促進し、今後のがん医療を担う医療人の養成推進を図ることを目的とします。

2 プランの概要

(1) 選定件数

14件程度

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(2) 事業規模

補助事業上限額：150,000千円以内/年

補助金基準額：100,000千円以内/年

事業規模（補助事業額）が補助金基準額を超える場合、超える分の額は、各大学の自己負担となります。

(3) 財政支援期間

5年間（予定）

(4) コースの概要

本プランでは、以下の3コースを設定することとしており、全てのコースを合せて行うものとし、したがって、1大学においてそのうちの一部のコースのみを行う場合には、他大学における取組と密接な連携が図られていることを要件とします。（【参考資料1】「申請パターンの例」をご参照ください。）

がん医療に携わる専門医師養成コース

【概要】

高い臨床能力と研究能力を併せ持った臨床医を養成するために、大学院博士課程4年間にがん臨床とがん研究との教育指導の両者をバランスよく按分することによって、効果的・効率的な環境下で学位の取得とともに、主として、放射線療法、化学療法、緩和ケアに関する腫瘍専門医師の養成を目指す。

【対象】

医学・歯学の大学院博士課程（修業年限4年）の学生への教育を対象とした取組

がん医療に携わる専門のコメディカル養成コース

【概要】

薬剤師、看護師、放射線技師等の基礎資格を有する者等に対し、大学院において、がん医療に特化した実践型教育を行うことにより、効果的・効率的な環境下で学位の取得とともにがんチーム医療に積極的に貢献できるがん専門薬剤師、がん専門看護師、医学物理士及び放射線治療品質管理士等の高度職業人の養成を目指す。

【対象】

薬学系、看護学系、放射線技術系等の大学院修士課程又は博士課程の学生への教育を対象とした取組

がん医療に携わる専門医師等の研修（インテンシブ）コース

【概要】

各学会の認定医あるいは専門医を取得した医師等を対象とし、大学院の科目等履修生等として、一定期間で、がんの診断・治療・研究に必要な高度先進的な知識と技術を習得した専門家の養成を目指す。

【対象】

各学会の認定医あるいは専門医を取得した医師等への教育を対象とした取組

（５）申請資格

本プランの趣旨に鑑み、以下の要件を満たす大学が申請できるものとします。

大学院医学研究科等において、研究科長を中心とするマネジメント体制の下に、大学病院と有機的に連携し、がん医療に携わる専門の医師、薬剤師、看護師、医学物理士、放射線治療品質管理士等の養成を行うものであること。

がん診療連携拠点病院や全国がんセンター協議会加盟施設等優れたがん治療の実績を有する医療機関等との連携により、充実した実地修練・実習の場が確保されていること。

（６）申請区分等

申請区分は、次のとおりとします。

（ ）単独プログラム：申請する大学が単独で行うプログラム

（ ）共同プログラム：複数の大学が共同して行うプログラム

共同プログラムについては、プログラムの幹事となる大学（以下「申請担当大学」という。）が代表して申請することとします。

申請可能件数は、単独プログラム、共同プログラムを問わず、各大学１件とします。

単独プログラム又は共同プログラムのいずれにおいても、大学以外の機関（地方自治体や医療機関等）と連携・協力して実施する場合は共同プログラムとして区分しませんので、単独プログラムとして申請してください。

3 申請手続

(1) 申請期間

持参の場合

平成19年5月10日(木)(10時~12時、13時~17時)

郵送の場合

平成19年5月8日(火)~10日(木)(期間内に必着)

配達が可能である方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送してください。

(2) 申請方法

【別添1】「平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請書作成・記入要領」に基づき、所定の様式により申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

(3) 申請内容等チェックシートによる確認

「4 要件違反等」に記載の要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を提出してください。

(4) 提出部数

「平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請書」50部

「平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請内容等チェックシート」1部

(5) 提出先(持参、郵送)

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係 (文部科学省ビル6F)

郵送の場合は、封筒等の表に「がんプロフェッショナル養成プラン申請書在中」と朱書きしてください。

(6) その他

提出後の申請書の差し替えや訂正は認めません。

提出された申請書は返還しませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

4 要件違反等

(1) 要件違反

公正な審査を行うため、【別添1】「平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン申請書作成・記入要領」に記載の既定文字数や既定ページ数等を超過した場合、又は指定外の資料を添付した場合は、超過の分量を問わず審査対象外とします。

(2) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

(3) 同一又は類似のプログラム

「大学改革推進等補助金」により文部科学省が行っている他の事業（特色GPなど）又は他の補助金等（以下、「他の補助金等」という。）による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）しているプログラムと同一又は類似のプログラムについては、重複補助を避けるため、申請することができません。

5 選定方法

本プランの選定は、客観性、公平性、透明性を確保するため、有識者や専門家で構成される「がんプロフェッショナル養成プラン選定委員会」において行われます。

選定方法等の概要は【別添3】「平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン審査要項」を参照してください。

6 選定結果の通知

申請のあった大学には、学長あてに選定結果を通知します。

スケジュール（予定）	選定結果の通知	7月下旬
	補助金交付事務手続	8～9月
	補助金交付	10月～

7 公表等

募集締切後、申請大学名及びプログラム名を公表する予定です。また、選定されたプログラムについては、内容についても公表する予定です。

選定された大学に対しては、今後、文部科学省より、プログラムの成果を活用した各種調査研究や事例集等の作成、フォーラム等の開催への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

選定された大学は、本事業の趣旨・目的を踏まえ、プログラムの内容、経過、成果等を、自らホームページを活用するなどして積極的かつ継続的な社会への情報提供を行っていただくこととします。

8 中間評価等

(1) 中間評価

選定されたプログラムについては、その効率的で効果的な推進を図るため、2年経過後に中間評価の実施を予定しております。その際、評価結果によっては次年度以降の計画の変更、あるいは補助事業の打ち切りをすることもあります。

(2) 最終評価

補助期間終了時には、最終評価を行うこととします。

(3) フォローアップ調査

選定されたプログラムの効果を測定するため、大学において学生に対するアンケートやその後の資格の取得状況・就職状況等についてフォローアップ調査を実施し、文部科学省に提出していただきます。

(4) 実績報告書

選定されたプログラムについては、毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。

9 その他の留意事項

選定されたプログラムに対して、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うこととしております。

大学改革推進等補助金の概要については、文部科学省ホームページに掲載しております。

(参考) 平成18年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

なお、「平成19年度大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)取扱要領」は平成19年4月以降、文部科学省ホームページに掲載される予定です。

申請されたプログラムが採択された場合であっても、次年度以降の交付決定額については、予算の状況により、減額させていただくこともありますので御留意ください。

10 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係(文部科学省ビル6F)

電話: 03-6734-3306

FAX: 03-6734-3390

E-mail: igaku@mext.go.jp